

税務における第一人者
“税務マエストロ”による税実務講座

税 務 マエストロ

TAX MAESTRO

今週のマエストロ&テーマ

お問合せの多い ご質問 (Part5)

#303 熊王征秀
(税理士)



略歴

学校法人大原学園に税理士科物品税法の講師として入社し、在職中に酒税法、消費税法の講座を創設。その後、会計事務所勤務を経て税理士登録、独立開業。『消費税法講義録』等、著書多数。

東京税理士会会員相談室委員、東京地方税理士会税法研究所研究員、日本税務会計学会委員、大原大学院大学教授

※取り上げて欲しいテーマを編集部にお寄せください。 ta@lotus21.co.jp

マエストロの解説

毎月更新されていた「お問合せの多いご質問」であるが、国税庁への問合せも一段落したのであるだろうか、8月と9月は新聞の追加がなかったようだ。今回は、令和6年6月26日の更新で追加された問④、7月26日の更新で追加された問③と問①の内容について検討する。

なお、国税庁のインボイスQ&Aに追加された問も含め、「お問合せの多いご質問」のうち、①～③までの問は本誌No.1033 (2024.7.1号)にて解説しているので参照されたい。

ところで、(個人的な感想ではあるが)問④(フリマアプリ等により商品を仕入れた場合の仕入税額控除)の【答】を読んで理解(納得)できた人はどの程度いるのだろうか……。

筆者は【答】に書かれている日本語が消化できず、なかなか解説が執筆できなかった。

こういった事情もあり、問④の<ポイント>に記載する解説は決して完全なものではない。ただ、筆者なりに頑張って可能な限りわかり易く整理したつもりである。読者の皆様に、多少なりとも参考になれば幸いである。

問④ (フリマアプリ等により商品を仕入れた場合の仕入税額控除)

私は古物営業法上の許可を受けて古物営業を営んでいる個人事業者です。フリーマーケットアプリやインターネットオークションを通じて商品を仕入れることもありますが、その際、取引の相手方が匿名の場合があります。この場合、仕入税額控除の適用を受けるためには、どうしたらよいでしょうか。

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい